

## 令和5年6月開催 社会保険事務講習会・確認問題

次の【問1】から【問8】の『      』の記述について、正しい場合は『○』を、誤りの場合は『×』を別添の解答用紙に記入してください。

\*解答用紙は添付しておりませんので、ご了承ください。

### 【問1】(算定基礎届について①)

算定基礎届は、毎年7月1日～7月10日までの間に提出する必要がある。届出が必要となる者は、毎年『4月1日』現在の被保険者全員である。

### 【問2】(算定基礎届について②)

算定基礎届は、毎年4月～6月に支給された給与の総支給額を届書の報酬月額欄に記載するが、給与の締切日が月末で給与支払日が翌月10日の場合、「算定基礎届」に記載するのは『4月分（5/10給与支給）、5月分（6/10給与支給）、6月分（7/10給与支給）』の3か月分となる。

### 【問3】(算定基礎届について③)

算定基礎届は、4月～6月のうち支払基礎日数（その報酬の支払い対象となった日数）が17日以上の月が算定の対象となる。支払基礎日数が4月=19日、5月=13日、6月=20日である場合、算定の対象となるのは『4月と6月の2か月となり5月は除かれる』。

### 【問4】(賞与支払届について①)

新規適用届に賞与支払予定月を記入された場合は、実際に賞与が支払われた場合は「賞与支払届」を、支払予定月に賞与の支払いが無かった場合は『賞与不支給報告書のみ』提出が必要となる。

### 【問5】(賞与支払届について②)

賞与支払届は、保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額を決定するものです。標準賞与額とは、賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことをいい、保険料の計算は標準報酬月額と同様に『「標準報酬月額・保険料額表」を使用する』。

### 【問6】(月額変更届について①)

基本給や家族手当などの固定的賃金は全く変動がなく、繁忙期のため4月～6月の残業手当の支払額がとても多かった。このとき固定的賃金の変動は全くなく非固定的賃金のみの変動であったため、『7月改定の月額変更届を提出する必要はない』。

なお、従前の標準報酬月額より2等級以上の差が生じ、かつ、支払基礎日数は4月～6月の3か月とも20日の場合としてお答えください。

【問7】(月額変更届について②)

5月支給分の給与から固定的賃金は上がったが、5月～7月支払の3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合かつ支払基礎日数が5月～7月の3か月とも18日である場合、『月額変更届の提出は必要』となる。

【問8】(月額変更届について③)

4月支給分の給与から固定的賃金が上がり、4月～6月支払の3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より2等級以上上がった。しかし、5月はゴールデンウィーク等の理由により支払基礎日数が14日しかなかった。このため、4月～6月の3か月を確認すると7月改定の月額変更届の提出は不要となる。

その場合は、支払基礎日数が17日未満であった5月の翌月である6月～8月の3か月で再度確認して、3か月とも支払基礎日数が17日以上かつ従前の標準報酬月額と比べて2等級以上上がっている場合は、『9月改定の月額変更届の提出が必要』となる。

## 令和5年6月開催 社会保険事務講習会・確認問題 解答と解説

### ( 解 答 )

問 題	解 答	正解率	問 題	解 答	正解率
問 1	×	100%	問 5	×	76%
問 2	×	88%	問 6	○	88%
問 3	○	100%	問 7	×	68%
問 4	○	96%	問 8	×	44%

### ( 解 説・留意点 )

問 1	届出が必要となる方は毎年『7月1日』現在の被保険者全員です。ただし、6月1日以降に被保険者になった方または7月～9月に標準報酬の随時改定（月額変更）が行われる方は、届出の対象から除かれます。
問 2	算定基礎届の「報酬月額」欄に記載する金額は、4月分～6月分給与ではなく、4月～6月に支給された給与=『4月の欄・・3月分（4月10日給与支給）、5月の欄・・4月分（5月10日給与支給）、6月の欄・・5月分（6月10日給与支給）』となります。
問 3	設問のとおりです。また、パートタイマー、アルバイト等の短時間就労者の取扱いについては、支払基礎日数が3か月とも17日未満の場合には15日以上の月が算定の対象となります（特定適用事業所の短時間労働者の場合は、支払基礎日数が11日以上の月が対象となる）。なお、給与支給日を記入されている事例が多く見受けられますので、記入の際には留意願います。
問 4	賞与の支払いが無かった場合は、賞与支払届の提出は不要です。設問のとおり、『賞与不支給報告書のみ』提出をお願いします。
問 5	『「標準報酬月額・保険料額表」を使用するのではなく、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算する』ことになります。
問 6	設問のとおりです。非固定的賃金だけが変動があったケースですので、従前の標準報酬月額より2等級以上の差が生じて、4～6の3か月とも支払基礎日数が17日以上であったとしても月額変更届を提出する契機とはなりませんので、『月額変更届を提出する必要はありません』。

問 7	<p>今回のケースでは、『月額変更届の提出は不要』となります。月額変更届の提出が必要となるのは、以下の①～③のすべてに当てはまる場合です。</p> <p>①昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき。</p> <p>②固定的賃金の変動月以後引き続く3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき。</p> <p>③3か月とも報酬の支払基礎日数が17日以上（短時間労働者の場合は11日以上）。</p> <p>*ただし、次の（1）、（2）の場合は月額変更届の対象とはなりませんので注意してください。</p> <p>（1）固定的賃金は<u>上がった</u>が、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より<u>下がり</u>、2等級以上の差が生じた場合。</p> <p>（2）固定的賃金は<u>下がった</u>が、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より<u>上がり</u>、2等級以上の差が生じた場合。</p>
問 8	<p>今回のケースでは『7月改定・9月改定いずれも月額変更届の提出は不要』となります。月額変更届の提出が必要となる場合は【問7解説・留意点①～③】のとおりです。また、7月改定・9月改定それぞれの月額変更届の提出が不要となる理由は以下のとおりです。</p> <p>《7月改定の月額変更届》</p> <p>5月の支払基礎日数が14日しかなく、【問7解説・留意点③】の<u>3か月とも支払基礎日数が17日以上にあてはまらない</u>ため、『7月改定の月額変更届の提出の必要はありません』。</p> <p>《9月改定の月額変更届》</p> <p>4月支給分から固定的賃金が上がっていることから、確認するのは【問7解説・留意点②】の<u>固定的賃金の変動月以後引き続く3か月の間</u>である4月～6月に限られます。4月～6月の3か月の間に支払基礎日数が17日未満の月があったからといって確認する3か月が変わることはありませんので、当然『9月改定の月額変更届の提出は必要ありません』。</p> <p>今回の例でいえば、あくまでも固定的賃金の変動月以後引き続く3か月間である4月～6月の3か月だけを確認して、【問7解説・留意点①～③】のすべてに当てはまる場合は『7月改定の月額変更届の提出が必要』となります。反対に【問7解説・留意点①～③】のうち、どれか1つでもあてはまらないものがあれば『月額変更届の提出は不要』となりますので、従前の標準報酬月額で保険料を計算することとなります。</p>